



守山市 発達支援センターだより

令和6年度 6月号

令和6年6月17日発行
守山市発達支援センター（発達支援課）
守山市下之郷3丁目2番5号 すこやかセンター内
Tel: 077-582-1158 Fax: 077-581-1628



新年度がはじまり、2カ月が経ちました。季節は梅雨にさしかかり、気圧や気温の変動から体調を崩しやすい時期になってまいりました。みなさま、くれぐれもご自愛ください。

さて、今号の発達支援センターだよりでは、「主な事業内容」と「子どもの居場所づくり」についてご紹介いたします。

主な事業内容

守山市では、発達上の支援を必要とする人やそのご家族に対して、関係部署との連携のもと、生まれてから就労まで一貫した継続的な支援（発達支援システム）を行っています。

発達相談

発達検査などにより発達上の課題を把握して、乳幼児期から就労期までの継続した発達支援を行うための適切な手立てを共に考えます。

言語指導

発音に誤りが見られる子どもたちの相談と指導、コミュニケーション面に支援が必要な子どもたちの指導を行います。※相談は3歳～、指導は5歳～

アウトリーチ型支援

相談員が園や学校の要請に応じて訪問し、支援の必要な子どもたちへの支援方法について助言を行い、よりよい支援の在り方を一緒に考えます。

医療連携

医療受診が必要と判断された子どもを医療に紹介し、受診結果を保護者や校園および発達支援センターが共通理解して、支援に取り組みます。

就労支援

関係機関との連携を図り、青年期・成人期の進路相談や就労に向けての相談、支援を行います。

療育支援

発達の遅れや偏りのある子どもとその保護者に対して、児童福祉サービスの1つである児童発達支援事業を開所し、すこやかな成長と安心して子育てできるよう支援します。

※園（幼稚園・保育園・こども園）や小・中学校に通園・通学している場合は、まず園・学校が相談窓口となります。



小・中学校から始めよう“じ・り・つ”講座の開催 「支援の必要な子どものお金トレーニング」

講師：フィナンシャルプランナー 鹿野 佐代子さん

日時：令和6年8月1日（木） 午前10時から正午まで 場所：守山市民ホール 大ホール

キャッシュレスが主流となりつつある社会情勢の中で、支援を要する子どもたちに、どのような金銭教育が必要かについて教授いただくとともに、おこづかいの管理、買い物スキルなど発達段階に即した具体的な取り組みについて紹介いたします。

右記 QR コードよりお申込みいただくか、発達支援課にお電話ください。たくさんの方のご参加をお待ちしております。



コラム ～子どもにとっての「居場所」とは～

◆「居場所」って何だろう？

「居場所」は、辞書では物理的にいる場所のことを指す場合が多いですが、最近では心の拠りどころという意味で「居場所」という言葉が使われます。

◆「居場所」はさまざまな活動の土台

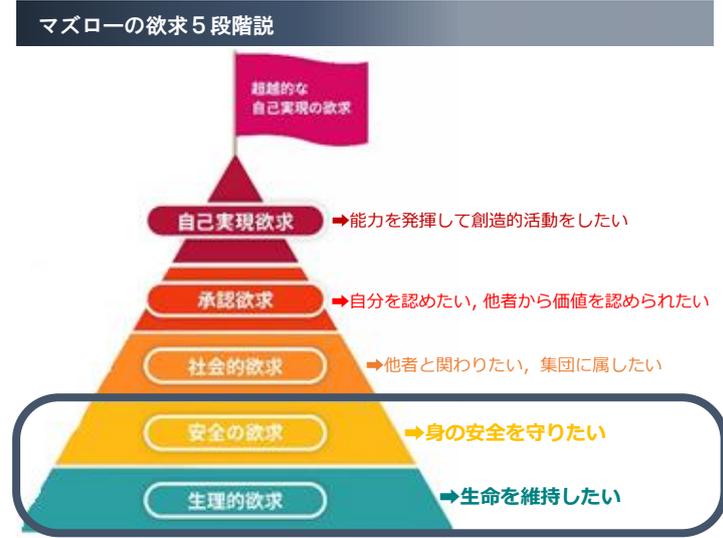
子どもは、周囲の大人や地域に守られながら成長します。

子どもにとって必要な「居場所」の要素として、

- ・安心安全を感じられること
- ・何かあった時に頼れる存在があること
- ・将来の自立に向けた経験ができることなどが挙げられます。

子どもは安心安全な環境のなか、さまざまな人との関わりを通して成長していきます。右の図のように、安心安全を感じられる「居場所」はさまざまな活動の土台になります。

しかし、家庭環境で抱える問題やいじめや不登校、地域との関係の希薄化やインターネット環境の普及などさまざまな背景により、一見「居場所」があるように見えても、子ども自身は「居場所」がないと感じていることも少なくありません。



◆子どもの「居場所がない」にどうやって気づく？

「学校や園に行き渋る」「元気がない」といった姿が見られれば、「居場所」の視点も入れて観察してみるとよいかもしれません。子ども本人が「学校になじめなくて居場所がない…」と話してくれれば大人も分かりやすいですが、話すことはかなりの勇気が必要なことです。もし、子どもがそのように話してくれた時には「話してくれてありがとう」と、まずはその勇気を労いましょう。

◆子どもの「居場所」になるために、身近な大人ができること

身近な大人が子どもの「居場所」になるためには、まず子どもと安定した関係を築かなければなりません。そのために、以下のことを意識してみてください。

- ・子どもの言動を否定せず、肯定的にたくさん褒める → 自信を持てる
- ・声のトーンを穏やかにして話しかけたり、笑顔で関わったりする → 安心感を与える
- ・お手伝いをしてもらって、「ありがとう」と言う → 役割を感じられる

何より大切なのは、大人が子どもを受け入れる姿勢でいることです。「みてもらえている」と子どもが感じられることが、子どもが安心できる「居場所」づくりに、また子ども自身が自信をもって活動することにつながります。

◆「居場所」は子ども一人ひとりによって異なります。集団や他者との良好な関係の中で安心して過ごす子どももいれば、集団にいない時間や1人でほっとできる場所を必要とする子どももいます。その子どもにとってどのような場所が「居場所」、心の拠りどころになっているかを日々の生活の中で見立ててみてください。

子どもの居場所事業

守山市では、家庭や学校での困り感の相談や学習支援を行う、子どもの居場所事業を実施しています。

事業を利用する際には、登録が必要です。また、どんなところかを見ていただくために事前見学も可能です。なお、利用登録後は、必ず参加しなくてはいけないものではなく、子どものペースで参加をすることが可能です。

利用希望・見学希望の方は、守山市子ども家庭相談課にご相談ください(世帯の状況によっては利用できない場合があります)。

◆実施場所:ぶらっと169ばんち(浮気町169番地)

◆スタッフによる相談支援、学習支援、好きなことをする居場所など、子どもに合わせて個別または集団で関わります。

◆原則毎週月曜日と木曜日の18時～20時に実施しています。

◆対象は、おおむね小学4年生から18歳(高校3年生相当)までで実施場所までの送迎はありません(保護者による送迎等が必要です)。

